

# 介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 (平成24年4月版) 追補 (3)

平成26年2月 社会保険研究所

以下の省令, 通知により, 本書の内容に一部改正, 追加情報がありましたので追補いたします。  
一部改正の施行日は, 平成26 (2014) 年 4 月 1 日です。

- 平成25年9月13日 厚生労働省令第105号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
- 平成25年9月13日 老高発0913第2号/老振発0913第2号/老老発0913第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長通知 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」等の一部改正について
- 平成25年9月13日 老発0913第2号 厚生労働省老健局長通知 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について

頁	該当箇所	改正前	改正後
<b>I 居宅サービス等の基準</b>			
<b>3 居宅介護支援</b>			
674	□囲み中  左段下から 15行目	第1章 基本方針 (第1条)	第1章 趣旨及び基本方針 (第1条・第1条の2)
		第1章 基本方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>第1章 趣旨及び基本方針</b></p> <p style="text-align: right;"><b>趣旨</b> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px;">26 新</span></p> </div> <p><b>第1条</b> 基準該当居宅介護支援 (介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業に係る法第47条第2項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。) の事業に係る法第81条第3項の厚生労働省令で定める基準は, 次の各号に掲げる基準に応じ, それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第47条第1項第一号の規定により, 同条第2項第一号に掲げる事項について都道府県 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 及び同法第252条の22第1項の中核市 (以下「中核市」という。) にあつては, 指定都市又は中核市。以下この条において同じ。) が条例を定めるに当たって従うべき基準 第2条 (第30条において準用する場合に限る。) 及び第3条 (第30条において準用する場合に限る。) の規定による基準</p> <p>二 法第47条第1項第一号の規定により, 同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条第1項及び第2項 (第30条において準用する場合に限る。), 第5条 (第30条において準用する場合に限る。), 第13条第1項第七</p>

頁	該当箇所	改正前	改正後
			<p>号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号（第30条において準用する場合に限る。）、第23条（第30条において準用する場合に限る。）並びに第27条（第30条において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>三 法第81条第1項の規定により、同条第3項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第2条及び第3条の規定による基準</p> <p>四 法第81条第2項の規定により、同条第3項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条第1項及び第2項、第5条、第13条第1項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号、第23条並びに第27条の規定による基準</p> <p>五 法第47条第1項第一号又は第81条第1項若しくは第2項の規定により、法第47条第2項第一号及び第二号並びに第81条第3項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの</p>
674	左段下から 13行目	<b>第1条</b> 指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、	<b>第1条の2</b> 指定居宅介護支援の事業は、
676	右段上から 12行目	第1条	<u>第1条の2</u>
	左段下から 2行目	標準	<u>基準</u>
677	右段上から 14行目	標準	<u>基準</u>
679	左段上から 12行目	第1条	<u>第1条の2</u>
	右段下から 5行目	第1条	<u>第1条の2</u>
683	左段上から 14行目	第1条	<u>第1条の2</u>
	右段下から 20行目	第1条	<u>第1条の2</u>
686	左段下から 12行目	作成のために居宅サービス計画の	作成のために、 <u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の</u>
	右段下から 9行目	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。	<u>利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者等と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意されたい。</u>

頁	該当箇所	改正前	改正後
702	左段上から 7行目	第1章から第3章（第26条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。	第1条の2、第2章及び第3章（第26条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。
	左段下から 3行目	第2項	第3項
	右段上から 2行目	第1章から第3章	第1条の2、第2章及び第3章
<b>III 介護予防サービス等の基準</b>			
<b>3 介護予防支援</b>			
1170	□囲み中	第1章 基本方針（第1条）	第1章 趣旨及び基本方針（第1条・第1条の2）
	左段下から 17行目	第1章 基本方針	<p>第1章 <u>趣旨及び基本方針</u></p> <p style="text-align: right;"><b>趣旨</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26 新</span></p> <p><b>第1条</b> 基準該当介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第59条第2項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第115条の24第3項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第59条第1項第一号の規定により、同条第2項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第2条（第32条において準用する場合に限る。）及び第3条（第32条において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>二 法第59条第1項第一号の規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条第1項及び第2項（第32条において準用する場合に限る。）、第5条（第32条において準用する場合に限る。）、第22条（第32条において準用する場合に限る。）並びに第26条（第32条において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>三 法第115条の24第1項の規定により、同条第3項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第2条及び第3条の規定による基準</p> <p>四 法第115条の24第2項の規定により、同条第3項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第4条第1項及び第2項、第5条、第22条並びに第26条の規定による基準</p>

頁	該当箇所	改正前	改正後
			五 法第59条第1項第一号又は第115条の24第1項若しくは第2項の規定により、法第59条第2項第一号及び第二号並びに第115条の24第3項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
1170	左段下から16行目	第1条 指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、	<u>第1条の2</u> 指定介護予防支援の事業は、
1171	左段下から11行目	市町村（特別区を含む。以下同じ。）、	市町村、
1172	右段上から15行目	第1条	<u>第1条の2</u>
1175	左段上から3行目	第1条	<u>第1条の2</u>
	右段下から5行目	第1条	<u>第1条の2</u>
1178	左段下から8行目	第四号	<u>第5項</u>
1179	左段上から5行目	第1章	<u>第1条の2</u>
1188	左段下から4行目	第1条	<u>第1条の2</u>
1189	右段上から1行目	<u>第1条</u>	<u>第1条の2</u>
1202	左段上から4行目	第1章から前章（第25条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。	<u>第1条の2</u> 及び第2章から前章（第25条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。
	左段下から3行目	第2項	<u>第3項</u>
	右段上から2行目	第1章から第3章	<u>第1条の2</u> 、 <u>第2章</u> 及び <u>第3章</u>

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について

26新

(平成25年9月13日 老発0913第2号)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号）」については、本日公布され、平成26年4月1日から施行されることであるが、その趣旨及び主要内容については下記のとおりであるので、十分了知のうえ、管内市区町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その施行及び適用に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

記

## 第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「分権法」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令等で定めることとしていた居宅介護支援、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、地方公共団体（居宅介護支援に関する基準は都道府県、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準は市町村）の条例で定めることとされた。

本改正により、地方公共団体の条例で定める基準については、それぞれの基準について、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）、厚生労働省令で定める基準を参酌とするもの（以下「参酌すべき基準」という。）とすることとしているところである。

これに伴い、分権法により地方公共団体の条例で基準を定めることとされた基準等について、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」と区分する等、所要の省令改正を行う。

## 第2 改正の概要

一 分権法による改正後の介護保険法第47条、第59条、第81条、第115条の24及び第115条の46により、地方公共団体の条例で定めることとされた基準について、分権法に基づき「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に該当するとされた項目について、以下のとおり整理する。

(1) 指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

### ① 「従うべき基準」

ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・従業者及びその員数
- ・管理者

イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・内容及び手続きの説明及び同意
- ・サービス提供拒否の禁止
- ・秘密保持等
- ・事故発生時の対応 等

### ② 「参酌すべき基準」

① 以外のその他の運営に関する基準

(2) 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

### ① 「従うべき基準」

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・従業者及びその員数

- ・管理者
  - イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
    - ・内容及び手続きの説明及び同意
    - ・サービス提供拒否の禁止
    - ・秘密保持等
    - ・事故発生時の対応
  - ② 「参酌すべき基準」
    - ① 以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準
  - (3) 地域包括支援センターが包格的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準
    - ① 「従うべき基準」
      - 職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）
    - ② 「参酌すべき基準」
      - 基本方針等
- 二 分権法による改正後の介護保険法第79条第2項第一号及び第115条の22第2項第一号により、地方公共団体が条例を定めるに当たって従

うべき基準とされる基準を「法人であること」とする。

### 第3 留意事項

- (1) 各基準等における「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添〔略〕を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。
  - ・ 「従うべき基準」
    - 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
  - ・ 「参酌すべき基準」
    - 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 第4 施行日

平成26年4月1日